


新潟市文書館について

1 設置目的（第1条関係）	2 設置場所（第1条関係）	3 スケジュール
新潟市公文書管理条例（R3年2月議会提案）の趣旨にのっとり、特定歴史公文書を適切に保存し、市民等の利用に供するとともに、本市の歴史を検証し、歴史に関する情報を発信するため、公文書館法（S62年公布）の規定に基づき設置	<ul style="list-style-type: none"> ●旧太田小学校（平成30年3月末閉校） ・所在地：北区太田862-1 ・最寄駅：JR白新線 黒山駅（徒歩15分） ・昭和47年建設（耐震補強済み） ・鉄筋コンクリート造3階建 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度 基本・実施設計 ●令和2年度 改修工事 新潟市文書館条例 2月議会提案 ●令和3年度 4～8月：収蔵庫内空気環境調整 9～11月：資料搬入・開館準備 12月：開館（予定）
4 文書館の基本機能（第2条関係）	5 収蔵対象の特定歴史公文書等	
<ul style="list-style-type: none"> ●特定歴史公文書を保存し、一般の利用に供すること ●本市の歴史に関する資料の収集及び調査研究を行うこと ●本市の歴史編さん及び歴史に関する情報発信を行うこと ●所蔵資料の公開・活用を促進し、市民等の調査研究を支援すること 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定歴史公文書（公文書管理条例で定義） 市政を検証するため後世に残すべき重要な文書のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ○行政文書で保存期間満了後、市長（文書館）に移管された文書 ～ 約 3.3万点 ○法人や個人から寄贈・寄託を受けた文書 ～ 約31.8万点 ●参考図書、刊行物、学術資料等 ～ 約5.9万点 <p style="text-align: right;">計 約41万点</p>	

<施設の概要・各室レイアウト>（第3条関係）



<現状>（根拠：要綱）	【開館による変更点】	<開館後>（根拠：条例）
<ul style="list-style-type: none"> ○利用時間 月～金 午前9時～午後4時30分 ○歴史的文書等の閲覧・複写サービス 	→	<ul style="list-style-type: none"> ○利用時間：火～土 午前9時～午後5時 休館日：日、月、祝日、年末年始（第4、5条関係） ○特定歴史公文書等の閲覧・複写サービス ○資料等の展示

文書館による講座等を実施（第6条関係）

施設の有効活用の観点から、事業で使用しない時間帯は貸室

400円／2時間 等